

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年6月5日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 認可保育園への補助金等の支出について

本件請求において請求人は、特定の保育園が「横浜市に届け出ている「令和6年度重要事項説明書」に記載された職員数が、保護者に提示している「令和6年度職員配置について」の職員数よりも多」いことから、「横浜市は、この明らかな差異を見過ごし」「職員数の虚偽報告を見過ごしたことは、認可保育園としての基準が満たされているかの確認義務を怠り、補助金等の公金が不適切に支出された可能性がある」と述べています。また、上記の経過を前提に、「認可保育園への補助金等の公金が、不適切な運営を行う園に不当に交付された可能性」があると述べています。

そして、請求人は、特定の保育園の「令和6年度重要事項説明書」に記載された職員数と、同園が保護者に提示している「令和6年度職員配置について」の職員数の差から、「補助金等の公金が不適切に支出された可能性がある」と主張しているものと解されます。

しかし、補助金等の交付に際して当該保育園が横浜市にどのような請求をしているか等について述べられていないことからすると、請求人の主張は横浜市の財務会計上の行為（補助金等の支出）に直ちに關係するものとは認められません。なお、重要事項説明書に

（裏面あり）

ついて請求人は「横浜市に届け出ている」重要事項説明書と記載していますが、重要事項説明書は、一般に、園が保護者に説明し交付するものであるため、当該保育園が横浜市に補助金等の申請等を行う際に必ずしも関係するものではないと解されます。

以上から、請求人の主張は、仮に当該保育園に交付された補助金等が特定されたとしても、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を違法・不当とする理由を摘示したものとは認められません。

2 横浜市職員による指導監督について

請求人は、横浜市の特定部署の職員について、特定の保育園における「保育士Aによる複数園児への虐待事案の事実を把握しながら、その指導監督を怠り、適切な措置を講じませんでした。」と記載し、また特定の保育園が行った「園が保育士Aに対し不当な金銭を支払い、かつ不誠実な形で退職させたことに対し、横浜市は適切な是正指導を行うことを怠りました。」と記載しています。

しかし、請求人の主張する所管部署の指導監督等は、保育園の運営に関するものであり、住民監査請求の対象となる横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為とは認められません。

3 その他の横浜市職員の行為について

請求人は、「情報開示請求に対して」「不当な理由で、虐待内容および被害園児の情報を黒塗りにし、情報隠蔽を図りました。」、また、「被害園児および保護者に対するメンタルケアの適切な提供を怠り、支援を求める保護者をたらい回しにしました。」と記載しています。

しかし、請求人の指摘する行為については、いずれも、住民監査請求の対象となる横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為とは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。